

### 審議会等の会議の公開に関する要綱

#### 第 1 条（趣旨）

この要綱は、松戸市情報公開条例（平成 13 年松戸市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 32 条の規定による審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 条（対象とする審議会等）

条例第 32 条の審議会等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により附属機関として設置されるもの及び規則、要綱等により設置される審議会、委員会、協議会等で市民、学識経験者等を構成員とするものをいう。

#### 第 3 条（会議の非公開の決定）

条例第 32 条ただし書の規定による会議を公開しない旨の決定は、審議会等の長が、当該審議会等に諮って行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開しない旨の決定をした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

#### 第 4 条（会議の非公開決定等の報告）

審議会等の庶務を処理する課の長（以下「所管課長」という。）は、所管する審議会等が前条の決定をした場合には、当該審議会等の会議の公開、非公開の取扱いに関する事項を記載した会議の公開・非公開決定報告書（第 1 号様式）を作成し、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に報告しなければならない。

#### 第 5 条（会議の公開の方法等）

審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開する場合には、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、当該会議資料に条例第 7 条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合は、この限りでない。

4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会議の秩序維持に努めるものとする。

5 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して十分配慮するものとする。

#### 第 6 条（会議の開催の周知）

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の 1 週間前までに、会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた

ときは、この限りでない。

2 前項の会議を開催する旨の周知は、所管課長が、会議の開催に係る事項を記載した会議開催のお知らせ（第2号様式）を作成し、行政資料センターに掲示し、又は閲覧に供することにより行うものとする。

3 前項の規定による周知のほか、当該会議を公開で行う場合にあっては、市の広報紙への掲載、市のホームページへの掲載その他の効果的な方法により周知するよう努めるものとする。

#### 第7条（会議開催結果の報告）

所管課長は、会議終了後速やかに、当該会議の結果の概要を記載した会議の開催結果（第3号様式）を作成し、行政資料センターにおいて市民の閲覧に供するものとする。

#### 第8条（会議録の作成）

審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

#### 第9条（会議録の閲覧等）

所管課長は、公開した会議の会議録の写し及び会議資料を行政資料センターに備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

#### 第10条（運用状況の取りまとめ）

所管課長は、毎年1回、所管する審議会等の会議の公開に関する実施状況を総務課長に報告するものとする。

#### 第11条（補則）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年1月1日施行）は、廃止する。

#### 附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。